

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 2-1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1.	方法書P258 表6.2-1(3)など、複数の箇所で「山科鳥類研究所」（正：「山階鳥類研究所」）と誤記があります。 誤記を修正するとともに、執筆者又はヒアリング実施者の専門的スキル・知識が疑われることから上記技術者等の保持資格等を明記していただくようお願いします。	執筆及びヒアリングは生物分類技能検定1級の有資格者が担当しました。 ご指摘いただいた誤記につきましては、準備書以降の図書で修正します。
2.	方法書の鳥類の記載において基本的な誤りがある等、技術者の専門的スキルについて疑義があります。準備書の現地調査については調査員を専門的スキルを持つ技術者にするとともに、調査水準を担保する文書(生物技能検定資格保持者名簿(個人情報を除く)等)を記載してください。	調査員の名簿及び資格の記載は個人情報の観点から対応致しかねますが、準備書の現地調査は、生物分類技能検定の資格保持者を含む調査経験を積んだ技術者により実施します。
3.	事業計画地の南東に位置する小川原湖沼群は鳥類の重要な生息地であり、さらに事業計画地周辺には多数の風力発電所が既設・計画されています。事業が小川原湖沼群に与える影響を調査するとともに周辺風力発電所を含めた複合的な影響について調査・予測・評価してください。	小川原湖沼群と陸奥湾を行き来する鳥類については、本事業による影響を予測するために、定点観察及び自動録音調査を計画しています。 既設および計画中の風力発電機との複合的影響につきましては、他事業の諸元情報を実行可能な範囲内で入手するよう努め、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載します。